

静岡学園中学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この中学校は、静岡学園中学校という。

(位 置)

第2条 静岡学園中学校は、静岡市葵区東鷹匠町25番地に置く。

(目 的)

第3条 静岡学園中学校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、孝心を生活指導の根本として、小学校における教育の基礎のうえに心身の発達に応じて中等普通教育を施すことを目的とする。

(課程、定員、修業年限及び入学資格)

第4条 課程、定員、修業年限及び入学資格は、次のとおりとする。

課 程	入学定員	総定員	修業年限	入学資格
通常課程	90人	270人	3年	小学校卒業

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期は、次の3学期とする。ただし、特別の理由があるときは、校長は、各学期の期間を変更することができる。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 第2・第4・第5土曜日

- (4) 夏期休業 7月20日から9月10日までの間において校長が定める期間
- (5) 冬期休業 12月22日から翌年1月6日までの間において校長が定める期間
- (6) 春期休業 3月22日から4月6日までの間において校長が定める期間
- (7) その他校長が必要と認めた日

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程及び授業時数)

第8条 教育課程及び授業時数は、別表による。

第4章 教育課程の修了及び卒業の認定

(教育課程の修了及び卒業の認定)

第9条 教育課程の修了または卒業は、所定の課程を修了した者について、平素の成績及び性行を考慮してこれを認定する。

(証書の授与)

第10条 校長は、所定の課程を修了したと認めた者には卒業証書または修了証書を与える。

第5章 入学、退学、転学及び休学

(入学)

第11条 入学しようとする者は、学校所定の手続きをしなければならない。

(退学及び転学)

第12条 退学または転学しようとする者は、その理由を付して保護者連署のうえ願い出なければならない。

(休学)

第13条 校長は、病気その他やむを得ない理由により引続き1か月欠席し、なお、2か月以上欠席をすると認められる者が休学を願い出た場合には、1年以内に限り休学を許可することができる。

2 校長は、教育上必要があると認めたときは、1年以内に限り休学を命ずることができる。ただし、結核性疾患による場合は、この期限を2年まで延長することができる。

第6章 職員組織

(職員組織)

第14条 職員組織に関しては、学校教育法、学校図書館法、学校保健法等の規定に従い、

別にこれを定める。

第7章 授業料等納付金、入学金、入学検定料

(授業料等納付金)

第15条 授業料等納付金（以下「納付金」という。）は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
授 業 料	月額	40,000円
図 書 費	〃	200円
諸 費	〃	250円

- 2 納付金は、各学年毎に学校の指定する期日までに分納するものとする。
- 3 納付金を期限内に納入しないときは、校長は遅滞なく期限を付して督促するものとする。
- 4 校長は、前項の督促をしてもなお納付金を納入しないときは、特別の事情のある場合を除くほか、その者を除籍することができる。
- 5 校長は、学力操行ともに優秀な生徒を特待生とすることができる。特待生に関する規程は、別に定める。

(転学の場合の授業料)

第15条の2 月の中途で転学しようとする者は、当該月分の前条に規定する納付金を、指定する期日までに、納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第15条の3 休学を許可され、または命ぜられた者は、休学期間中の第15条第1項に規定する納付金のうち、授業料を指定する期日までに、納入しなければならない。

(入学検定料)

第16条 入学を志願する者は、入学検定料15,000円を納入しなければならない。ただし、前期A方式と前期B方式を同時出願する場合は、入学検定料を20,000円とする。

(入学金)

第17条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次のとおり納入しなければならない。

入 学 金	140,000円
施設設備費	50,000円

- 2 校長は、入学金を期限内に納入しない者に対し、入学許可を取り消すことができる。

(返 還)

第18条 既に納付した入学検定料、入学金、施設設備費及び授業料等納付金は、返還しない。ただし、校長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

第8章 賞 罰

(ほう賞)

第19条 校長は、他の生徒の模範となる者をほう賞することができる。

(懲 戒)

第20条 校長は教育上必要であると認めた場合には、生徒に対し懲戒を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第9章 学則の改正

(学則の改正)

第21条 この学則の改正は、総務委員会並びに学校法人新静岡学園評議員会及び理事会の議決を経て行う。

第10章 雑 則

(雑 則)

第22条 この学則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から実施する。

昭和56年4月1日より改正

昭和57年4月1日より改正

昭和58年4月1日より改正

昭和59年4月1日より改正

昭和60年4月1日より改正

昭和60年10月19日改正（昭和61年度より適用）

昭和63年2月13日改正

平成元年4月1日より改正

附 則（平成元年12月16日改正）

この学則の変更は、平成2年度から適用する。

附 則（平成2年12月18日改正）

この学則の変更は、平成3年度以降に在学する者から適用する。

附 則（平成4年2月3日改正）

この学則の変更は、平成4年度以降に在学する者から適用する。

附 則（平成4年12月16日改正）

この学則の変更は、平成5年度以降に在学する者から適用する。

附 則（平成6年1月19日改正）

この学則の変更は、第14条（教員組織）に係る改正については平成5年度から、第15条（授業料等納付金）に係る改正については平成6年度以降に在学する者からそれぞれ適用する。

附 則（平成7年6月26日改正）

この学則の変更は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成13年9月26日改正）

この学則の変更は、平成13年11月1日から施行する。ただし、第7条第2号及び第3号並びに同条の号の繰り上げに係る変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月28日改正）

この学則の変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月26日）

この学則の変更は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第15条（授業料等納付金）及び別表の教育課程及び授業時数については、平成23年度以降に入学する者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成25年3月27日改正）

この学則の変更は、平成25年度入学する者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成28年5月25日改正）

- 1 この学則の変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成29年度及び平成30年度については、次のとおり読み替えて適用する。

[平成29年度]

課 程	学 科	入学定員	総定員	修業年限	入学資格
通常課程	普通科	90人	230人	3年	小学校卒業

[平成30年度]

課 程	学 科	入学定員	総定員	修業年限	入学資格
通常課程	普通科	90人	250人	3年	小学校卒業

附 則（平成28年9月28日改正）

この学則の変更は、平成28年9月28日から施行する。

附 則（令和元年12月6日改正）

この学則の変更は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日改正）

この学則の変更は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日改正）

この学則の変更は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和8年度以降に入学する者から適用し、令和7年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

別表（第8条）

教育課程及び授業時数

区分		学年	第1学年	第2学年	第3学年
必修 教科 の 授 業 時 数	国語		175	140	140
	社会		105	140	140
	数学		140	140	175
	理科		140	140	140
	音楽		45	35	35
	美術		45	35	35
	保健体育		105	105	105
	技術・家庭		70	70	35
	英語		175	175	175
特別の教科である道徳の授業時数			35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数			50	70	70
特別活動の授業時数			35	35	35
年間授業時数			1,120	1,120	1,120